完全護憲の会ニュース 110 号

2023 年 2 月 10 日
発行：完全護憲の会
〒140-0015 東京都品川区西大井 4-21-10-312
電話・FAX ：03-3772-5095
E メール：kanzengoken@gmail.com
ホームページ：https://kanzengoken.com/

目　次

第 9 回 総会の報告　P. 1
第 110 回例会の報告　P. 6
別紙 1　事務局報告　P. 6
別紙 2　政治の現況について　P. 9
別紙 3　会員ブログより
3-1　◇草野論文を拝読して　P.13
3-2　◇攻められたらどうする？
国民の「いのち」と「くらし」を守る　P. 15

第 9 回 総会の報告

1 月 22 日（日）13 時 30 分より、港区三田いきいきプラザにて第 9 回総会を開催した。

総会冒頭、福田共同代表より「シリーズ 13 号『危機に立つ日本国憲法』を昨年 12 月刊行し、冊子代と多くのカンパを頂いた。心より感謝申し上げる」と御礼の言葉が述べられた。

総会は、川本委員が議長を務め、下記の 4 議案について審議し、原案通り決定した。

1）第 1 号議案　2022 年度活動経過報告
2）第 2 号議案　2022 年度会計収支報告及び会計監査報告
3）第 3 号議案　2023 年度活動計画について
4）第 4 号議案　新役員選出

なお、第 3 号議案の「国民投票法（改憲手続法）の重大な欠陥を取り上げ、国民投票の国民的な改正運動の展開について発信していく」について、今後の改憲勢力の動向に注視するとともに護憲勢力は壊憲阻止の戦略戦術を明確にした具体的な方針が必要、との補強意見が出された。

また、第 3 号議案の「役員の補充について」の議論で、当会の運営体制が福田代表の進退に掛かっている状況は深刻に認識すべき、との意見が出された。

（総会出席者：6 名）

第 1 号議案　2022 年度経過報告

1. 例会・勉強会の開催（2022.1.23～12.25）

第　8 回 総会 兼 第 93 回例会	1 月 23 日	白金いきいきプラザ	参加者 5 名
第 94 回 例会・勉強会	2 月 27 日	神明いきいきプラザ	参加者 6 名
第 95 回 例会・勉強会	3 月 27 日	神明いきいきプラザ	参加者 6 名
第 96 回 例会・勉強会	4 月 24 日	新橋ばるーん	参加者 6 名
第 97 回 例会・勉強会	5 月 22 日	新橋ばるーん	参加者 5 名
第 98 回 例会・勉強会	6 月 26 日	新橋ばるーん	参加者 4 名
第 99 回 例会・勉強会	7 月 24 日	三田いきいきプラザ	参加者 7 名
第 100 回 例会・勉強会	8 月 28 日	新橋ばるーん	参加者 6 名
第 101 回 例会・勉強会	9 月 25 日	新橋ばるーん	参加者 6 名
第 102 回 例会・勉強会	10 月 23 日	三田いきいきプラザ	参加者 7 名
第 103 回 例会・勉強会	11 月 27 日	新橋ばるーん集会室	参加者 6 名
第 104 回 例会・勉強会	12 月 25 日	新橋ばるーん	参加者 6 名

2. 運営委員会（2022.1.15～2023.1.7）

第 95 回 運営委員会	1 月 15 日	新橋ばるーん
第 96 回 運営委員会	1 月 29 日	新橋ばるーん　（ ※臨時運営委員会）
第 97 回 運営委員会	1 月 31 日	新橋ばるーん
第 98 回 運営委員会	4 月 4 日	新橋ばるーん
第 99 回 運営委員会	4 月 25 日	新橋ばるーん　（日程変更）
第 100 回 運営委員会	6 月 29 日	新橋ばるーん
第 101 回 運営委員会	7 月 31 日	港区立勤労福祉会館
第 102 回 運営委員会	9 月 4 日	新橋ばるーん
第 103 回 運営委員会	10 月 1 日	新橋ばるーん
第 104 回 運営委員会	10 月 29 日	三田いきいきプラザ
第 105 回 運営委員会	12 月 3 日	三田いきいきプラザ
第 106 回 運営委員会	1 月 7 日	三田いきいきプラザ

3. 緊急警告の発信（2021.12.1～2023.1.6）

057 号	安倍元首相の「台湾有事」発言は許されない	12 月 11 日
058 号	日中国交回復 50 周年を迎え、初心を忘れるな	12 月 19 日
059 号	公文書改竄の国家賠償請求訴訟　国の「認諾」で幕を閉じてはならない	1 月 2 日
060 号	ロシアのウクライナ侵攻を日本の核武装に結び付けるな	3 月 6 日
061 号	防衛費倍増による軍事大国への道を許すな	5 月 1 日
062 号	軍備拡大路線は戦争を招く	6 月 10 日
063 号	安倍晋三元首相の違憲の国葬に反対する	8 月 8 日
064 号	「安保三文書」改定は軍事国家化と戦争への道	11 月 24 日
065 号	反社会的団体の宗教法人解散と政治家の責任を明らかにせよ	1 月 6 日

4. 冊子の発行

シリーズ 13 号『危機に立つ日本国憲法――憲法審査会改憲発議の動きと私たちの課題――』

12 月発行　実費 400 円

5．編集会議

シリーズ 13 号の編集会議 を 9 月 22 日、白金台いきいきプラザにて開催し、おもに第 4 章の内容について意見交換した。さらに 11 月 17 日、2 回目の編集会議を新橋ばるーんにて開催し、最終の本文校正を共同で行い、12 月 15 日発行を確認した。

6．会員の状況

2022 年 1 月 23 日第 8 回総会の 79 名より、2023 年 1 月 1 日現在 77 名で、おもに会員のご逝去により 2 名減となっている（4 名逝去、2 名新規加入）。

7．当会ホームページへのブログ投稿及び反戦・平和川柳投稿箱

会員、読者の皆様の投稿を随時、当会ホームページ投稿箱へ掲載した。

8．共同代表及び役員の補充について

共同代表については現行のままとし、当会の活動にご協力いただける役員の補充に向けて努力した。

以上

第 2 号議案　2022 年度会計収支報告及び会計監査報告

収支報告書（2022 年 1 月 1 日～12 月 31 日）

収入の部		支出の部	
内訳	金額	内訳	金額
繰越金(現金)	10,902	出版費	106,000
繰越金(預金)	268,445	印刷費	152,695
繰越金(振替口座)	150,864	通信費	425,532
前期繰越金　計	430,211	事務費	54,660
内出版準備預り金(200, 000)		会場費	13,744
		支払手数料	15,389
入会金	2,000	支出計	768,020
寄付金	473,190		
冊子売上(含む送料)	68,750	繰越金(現金)	18,416
例会参加者資料代	21,600	繰越金(預金)	110,344
雑収入	140	繰越金(振替口座)	99,113
受取利息	2	次期繰越金計	227,873
収入計	565,682	内出版準備預り金(200, 000)	

前期繰越金および収入計	995,893	支出および次期繰越金計	995,893

会計監査報告書

2022 年 1 月より 12 月まで振替用紙、通帳、領収書等を監査の結果、相違ないことを認めましたのでご報告いたします。

2023 年 1 月 19 日

完全護憲の会　代表　殿

会計監査　滝口忠雄　㊞

第 3 号議案　2023 年度活動計画について

１．例会・勉強会について

１）毎月 1 回、例会・勉強会を開催する（基本として第 4 日曜日)。

２）例会・勉強会の充実をはかる。

①「政治の現況について」の報告充実と議論の活発化。

「政治の現況について」を完全護憲の会の例会中心企画として位置付け、報告の充実と議論の活発化を図る。特に、現「国民投票法」(改憲手続法）の重大な欠陥を取り上げ、国民投票の国民的な「改正運動」の展開について発信していく。

②憲法問題の議論は当会の主軸のテーマであるが、例会での議論を冊子発行、ホームページでの発信を通じてさらなる活発化を図る。

③勉強会は、新型コロナウイルス感染の再拡大も危惧されているため、外部講師を招いての講演は先送りとなっている。当面、「政治の現況について」から議題を選定し当日の勉強会テーマとしながら、感染収束の推移を見て講演の設定は判断する。なお、外部講師依頼にともなう謝礼は、当会の財政状況から交通費程度を限度としている。

３）会場費・資料代として参加費 300 円をいただく。

２．運営委員会について

１）毎月 1 回開催する。会員は誰でも参加して意見を述べることができる。(基本として毎月の例会・勉強会直後の土曜日に開催する。)

２）運営委員会は、本会の重要な活動の柱として例会の運営方針と本会ニュース及び冊子の編集・発行について議論する。冊子の編集・発行の実務に関しては、運営委員会のもとに「編集会議」を適宜招集し、運営委員以外の会員・外部の執筆関係者の参加も可とする。

３）憲法問題の議論の活発化のため、例会とは別途テーマを設定し意見交換する。

３．他の護憲運動とのかかわりについて

１）当会の力量の範囲で、他の護憲運動、とりわけ草の根の護憲運動との連携・交流を図る（ホームページにおけるリンク設定を含む)。

２）全国各地の護憲運動に注目し、当会の力量の及ぶ範囲でこれを宣伝し、行動に参加する。

４．インターネット上での発信について

１）日々生起する憲法の違憲状況について、会のホームページ上で違憲告発（緊急警告）の発信を行う。

２）上記の内容は運営委員会で検討し発信するが、例会にも報告し、さらに検討を加えてホームペ

ージへの掲載、冊子発行につなげる。

3）ホームページブログ投稿欄に投稿された文章のなかで、適切なものを運営委員会で検討を加え、緊急警告や冊子などに活用する。

4）当会ホームページの反戦・平和川柳投稿箱へ広く投稿を募る。

5．冊子の刊行について

1）年2回の発行をめざす。

本会設立（2014年1月）以来、年2回の発行をめざし、過去8年間で「日本国憲法が求める国の形」シリーズとして合計13冊を発行してきた。引き続き年2回の発刊を目指して努力する。

2）今年度の発行企画について

今年度の前期企画については、昨年度より福田代表から提案・検討されている「安倍政権の総括」をテーマに、6月発行をめざす。後期企画については、運営委員会の中で、別途検討する。

6．2022年12月刊のシリーズ13を始め、これまでの刊行物の普及・販売活動に努める。

1）憲法集会始め各種の集会に持ち込み普及・販売活動に取り組む。

2）会員に普及・販売活動への参加を呼びかける。具体的には会員から希望冊数を募り、無償で会員に配布する。会員は販売できた金額（カンパ含め）を納入するものとする（残部は返却の必要なし）。

7．役員の補充について

新役員については、第105回運営委員会において福田委員より、来期は共同代表から降りたいとの意向が出された。各委員からは「福田さんが代表を辞めるとなれば当会は解散となる」「これ以上は限界であるという時まで代表は続けてほしい」「せめて来年の百寿まで」などの意見や要望が出され、引き続き留任していただくこととなっている。同時に、今後の当会の活動能力の限界も慎重に勘案しながら、会員の皆様には当会の現状を前広に報告し、ご理解をいただくように努める。

8. ニュース郵送分のEメール送信への切り換えについて

ニュースの郵送費が増大して当会の財政を圧迫していることから、この一年間、これを改善するために、現在郵送している会員・読者にEメール送信への切り換えをお願いしてきた（Eメールアドレス所有者対象）。会員・読者の皆様のご協力により、財政改善が漸次進んでいる。今後も随時、Eメール送信への切り換えを進めていく。

以上

第4号議案　新役員選出　（任期1年）

1）共同代表　　福田玲三

2）事務局員　　大西喜与志、川本久美恵、福田玲三

3）運営委員　　大西喜与志、大野和佳、鹿島孝夫、草野好文、福田玲三、柳澤修

4）会計監査　　滝口忠雄

第 110 回例会の報告

1 月 22 日、第 9 回総会を終え 10 分間の休憩後、15 時 15 分より第 110 回例会を開催した。なお、勉強会は同日総会開催のため休会とした。(参加者 6 名；会員 78 名)。

例会では、鹿島委員が座長となり、事務局報告を福田共同代表が行い＜別紙 1＞、政治の現況を草野委員が報告した＜別紙 2＞。

事務局報告の前に、新会員 H 氏より、「冊子シリーズ№9『未来への小さな礎』、№10『三鷹事件・巨大な謀略の闇』が福田さんとの交流の契機となった。今、憲法が危険な状況におかれている。どうやって憲法を守るのか、出来ることを実践していきたい」との挨拶を受けた。

事務局報告では福田代表から、①来信 1 件、②緊急警告 065 号「反社会的団体の宗教法人解散と政治家の責任を明らかにせよ」の発出、③当会 HP ブログ投稿 2 件の紹介、などの報告を受けた。

政治の現況報告では草野委員から、「政府、原発建設へ転換、60 年超す運転も可とする」「政府、114 兆円予算閣議決定。防衛費膨張で過去最大となる」「11 月消費者物価 3.7%上昇。40 年ぶりの上昇」「特定秘密保護法初適用。自衛官懲戒免職・横浜地検に書類送検」「原発事故強制起訴裁判で東京高裁、東電旧経営陣に無罪判決」「訪米の岸田首相、日本の防衛力強化と防衛費大幅増をバイデン大統領に約束」などが報告された。

議論では、「岸田訪米は日本が米国の指示で防衛費大幅増を決めたことを示している」「日米軍事同盟に対する立憲民主党の明確なメッセージが聞こえてこない」「台湾の民意は、60%以上が米国を信用してはならないというものだ。軍拡で台湾危機を煽るべきではない」「特定秘密保護法がいよいよ動き出した。これは国民の知る権利や報道の自由を制約する」「海自 1 等海佐は何が問題で摘発されたのか示されていない」「特定秘密保護法は弾圧法として行使される。廃棄すべきだ」などの意見が出された。

なお、2 月の例会・勉強会は通常の通り開催する予定である。

＜別紙 1＞　事務局報告

1）来信

ウクライナと日本について　　合田寅彦（石岡市）

あらためて考える「抵抗」のかたち

ウクライナ大統領の支持率がロシアによる侵攻を機に当初の 30%台から 90%を超えたという。

だが、厳しい言葉で心は痛むが敢えて言いたい、ゼレンスキー大統領は「近代化とは何かを知らない愚かな政治家だ」と。

人権、つまり無条件に奴隷にされたり命を奪われることのない社会が近代化社会だからだ。

大統領はなぜ国として無抵抗を表明し、国民にもそれを呼びかけなかったのだろうか。「敵国ロシアに国土は支配されようが、ウクライナ国民の心まで支配されない。無抵抗の抵抗（不服従）を貫き通そう！」と。

故郷を追われ他国に逃れるウクライナ国民、がれきと化した建物の数々。テレビでそんな姿を観るにつけ、私の心は痛む。

ウクライナはNATOの代理戦争をしている

ウクライナがロシアを追い詰めているという。アメリカをはじめ NATO 諸国からの戦車やミサイルなどの武器の供与を受けていることによるらしい。見方を変えれば、ウクライナは NATO の代理戦争をしているということである。ウクライナはいまこそロシアと戦ってはいるが、元はと言えば互いに兄弟のような国であった。そこにある種の力関係はあったにしても。

今はもちろん不法にもロシアが自国に侵略してきたのだから闘うのは当然には違いないが、両国の間に話し合いが成立すればそれにこしたことはない。しかし、ウクライナに武器を供与するアメリカやイギリスはどうであろうか。この際ロシアを徹底的に叩くことが自国の利益につながると考えているに違いない。

冷静に考えてみるといい。ロシア国内でプーチン政権を倒すのはアメリカやイギリス、ウクライナの軍隊ではない。それはロシア国民自身である。そうであれば、アメリカやイギリスがすべきことは、どういう手段を使ってもいいからロシア国民にウクライナ戦争の真実、そして、惨状を伝えることではないか。なにもウクライナの惨状だけではない、そこで闘っているロシアの兵士の惨状も含めて。

既に日本は侵略されている

侵略とは、その国に（抵抗されることを前提に）武力攻撃をして国土の一部を占領することと言えばよいのか。

バイデン大統領は 5 月 22 日に岸田総理との会談のため、横田米軍基地から日本に入国した。このことに日本のマスコミはどう反応したかは、私は知らない。しかしながら、本来であればわが国の玄関口である成田空港から入国するのが日本に対する礼儀ではないのか。横田基地からの入国というのは、横田基地が治外法権のアメリカの一部であることを如実に表しているということである。つまり、玄関からではなく自国の勝手口からの入国だということだ。米軍基地は日本を守るためではなく、アメリカを守るためにある最前線の「領土」だということである。

なにを言いたいか。ロシアや中国、北朝鮮による「仮想の侵略」をもとにしてわが国の国防論を語る前に、すでに日本の一部がアメリカに占領されているということに私たち国民は自覚すること。その基地問題にどう対処すべきかを論者はまずもって自己の意識に上らせなければならないということである。

護憲勢力の悲しむべき実態

自衛隊の存在と憲法 9 条および非戦をめぐり意見が交わされています。花岡しげるさんはご自身の著書『自衛隊も軍隊もいらない！』を引っ提げて精力的に「非戦」を訴える行脚をなさっています。この著書が世に出てのちいくらか月日をおいて、私は『非戦の国防論』（あけび書房）を出しました。

実は、花岡さんが本を出されるにあたって、花岡さんと私との間で確認したことがありそれは、「いずれ出る私の本との二書で安保体制強化に走る安倍内閣を挟撃しよう」というものでした。それに「今の自衛隊を否定する本がもう一つ出た！」との世間的関心が起こることも期待して。その効果のほどは別として、わが身が受けた護憲勢力のほとほと悲しむべき姿を以下に述べます。

私は、立憲民主党および共産党の国会議員（議員会館内の各議員室宛）、および私がかつて住んでいた北海道の地方議員の計 300 人以上に、著者としての丁寧な挨拶文を添えて本書を贈ったのですが、驚くなかれ、政治の第一線で軍拡安倍政権と対峙しているはずの議員であろうに、その誰から

も一切反応がありませんでした（立憲民主党の２議員から顔入りのはがきが届いたのみ）。

議員ですから忙しいことはわかるが、「ご苦労様、一緒に頑張ろう」「あなたの考えは甘い」「わが党の……を読んでほしい」など、議員秘書に適当に返答させておいてよさそうなものだがそれすらない！つまり、完全無視というわけです。それにしても 300 人もの人間が同じ反応を示したということになにやら気持ち悪い感じがしないでもありません。組織内になにやら回状めいたものがいき渡っているとでも言えばいいのか……

「国防問題は議員の仕事で一般市民は口を挟むな」とでも？日頃「国民のみなさんと一緒に！」と叫んでいる護憲勢力のこれが実態ということです。

もっとも冷静に考えると、彼らには「国防には常にそれに当る実力部隊が必要」との共通意識があるからなのかもしれません。「平和勢力」を自称する党にあって、憲法９条の「非戦の思想」を堅持する覚悟の程が知れるというものです。（2022 年 8 月 10 日）

2）緊急警告 065 号「反社会的団体の宗教法人解散と政治家の責任を明らかにせよ」を発出

3）当会 HP 会員ブログへの投稿２件

◇草野論文を拝読して　　稲田恭明　　＜別紙 3-1＞

◇攻められたらどうする？――国民の「いのち」と「くらし」を守る

弁護士　後藤富士子　　＜別紙 3-2＞

4）集会の案内

◇「新しい戦前にさせない」連続シンポジウム第１回

・2 月 9 日（木）18：30～21：00

・文京区区民センター３A　　参加費 500 円

・主催：共同テーブル　連絡先：藤田高景 090-8808－5000、石河康國 090-6044-5729

【補足】＊シンポジウムの録画や次回シンポジウム（下記）の詳細などが見られます：

「共同テーブル」ホームページ　https://www.kyodotable.com/

◇「新しい戦前にさせない」連続シンポジウム第２回　＃軍拡より生活

・2 月 28 日（火）18：00 開場、18：30 開会　　・参加費 800 円

・全水道会館 4 階大会議室（文京区本郷 1-4-1）　・主催と連絡先は同上

・**【近畿集会】**2 月 23 日（木）13：30～16：30　大阪 PLP 会館 5 階（北区天神橋 3-9-27）

◇週刊金曜日東京南部読者会

・2 月 24 日（金）18：00~20：30

・大田区消費者生活センター第 4 集会室(JR「蒲田駅」東口 5 分)

5）当面の日程

第 106 回例会・勉強会	2 月 26 日(日)13:30～16:30	神明いきいきプラザ集会室 C
第 108 回運営委員会	3 月 4 日(土)13:00～	白金台いきいきプラザ集会室 C
		（地下鉄三田線・南北線、「白金台」1 番出口真正面）
第 107 回例会・勉強会	3 月 26 日(日)13:30～16:30	豊岡いきいきプラザ集会室 B
		（都バス「田 87」田町―渋谷・東急バス「東 98」東京－目黒、「三田 5 丁目」バス停前）
第 109 回運営委員会	4 月 1 日(土)13:00～	三田いきいきプラザ集会室 A
第 108 回例会・勉強会	4 月 23 日(日)13:30～16:30	未定
第 110 回運営委員会	4 月 29 日(土)13:00～	三田いきいきプラザ集会室 A

＜別紙２＞　政治の現況について

（１）主なニュース一覧（2022/12/21－2023/1/20）

＊政府、学術会議会員選考で第三者関与法改正案（2022/12/21）
＊政府、原発建設へ転換　60 年超す運転も可（2022/12/22）
＊政府、114 兆円予算閣議決定。防衛費膨張で過去最大（2022/12/23）
＊11 月消費者物価 3.7%上昇。40 年ぶりの上昇（2022/12/23）
＊特定秘密保護法初適用。自衛官懲戒免職・横浜地検に書類送検（2022/12/26）
＊岸田政権、秋葉賢也復興相を更迭。閣僚 4 人目辞任。杉田水脈政務官も更迭（2022/12/26）
＊日米外務・防衛担当閣僚（2+2）協議。「反撃能力」日米共同で　宇宙も対象（2023/1/12）
＊政府、福島原発の「処理水」海洋放出、「春から夏頃」開始決定（2023/1/13）
＊奈良地検、安倍元首相銃撃山上容疑者を殺人罪などで起訴（2023/1/13）
＊日米首脳会談共同声明　日本の防衛力増強、米は「軍事同盟を現代化」と評価（2023/1/14）
＊企業物価、過去最高続く　昨年 12 月、9 カ月連続更新（2023/1/17）
＊原発事故　強制起訴裁判　東京高裁、東電旧経営陣に無罪判決（2023/1/18）

（２）新聞社説、ニュース記事（議論の活発化のため、あえて意見の異なる主張も掲載）

①　毎日新聞　2022 年 12 月 21 日　　ニュース記事

日本学術会議「独立危うい」　会員選考で第三者関与の政府案に反発

日本学術会議の改革について内閣府は 21 日、日本学術会議法の改正案を来春までに通常国会に提出する方針を、この日あった学術会議の総会で示した。会員の選考に第三者を関与させ、首相の実質的な任命権を強調する方針で、学術会議側は「学術会議の独立性を危うくしかねず、存在意義の根幹に関わる」と強く反発。政府に再考を求める声明を取りまとめた。

政府は改正案で、委員の選考に意見を述べる第三者委員会の設置に加え、外部の第三者から会員候補の推薦を受ける仕組みの導入なども盛り込む方針。第三者はいずれも産業界や国立研究開発法人などを想定している。

一方、2023 年 10 月には会員（210 人）の半数改選が予定されているが、手続きが間に合わず改正法が適用されない見通しだ。このため政府は、会員半数の任期を 1 年半程度延長し、次期改選を改正法に基づく新たなルールの下で 25 年 4 月ごろに行う方針を示している。残りの半数も任期を縮め、全員を一度に改選することも検討している。

この日、内閣府の笹川武・総合政策推進室長が政府方針を説明したが、第三者委の委員の選び方や権限は今後の検討事項として明らかにしなかった。会員からは「政府から独立して職務を行う学術会議の性格を変えてしまうのではないか」などの意見が相次いだ。

政府方針に「首相による任命が適正かつ円滑に行われるよう必要な措置を講じる」と記されていたことも波紋を広げている。学術会議改革は菅義偉前首相による会員候補 6 人の任命拒否をきっかけに始まったためだ。

声明では「第三者委による会員選考への関与は、任命拒否の正当化につながりかねない」と懸念を示した。首相による任命は学術会議からの推薦どおりに行う「形式的任命」と解釈されてきた。しかし、首相の意をくんだ第三者が選考に介入することも想定され、実質的に任命拒否が可能になる恐れ

もある。

② 朝日新聞 DIGITAL　2022 年 12 月 23 日　ニュース記事

原発建設へ転換　６０年超す運転も可、政府方針　脱炭素、ＧＸ会議

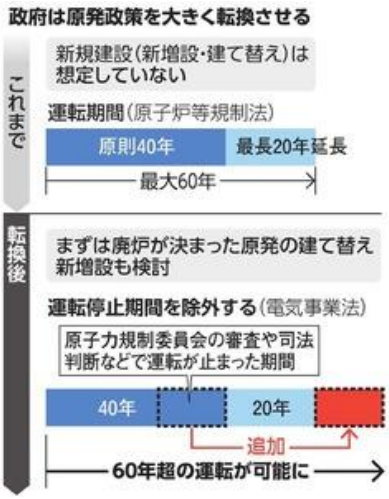

政府は 22 日、原発の新規建設や 60 年を超える運転を認めることを盛り込んだ「ＧＸ（グリーン・トランスフォーメーション）実現に向けた基本方針案」をとりまとめた。来年に閣議決定し、関連法の改正案を通常国会に提出する。岸田文雄首相の検討指示からわずか 4 カ月で、2011 年の東京電力福島第一原発事故後に堅持し…（有料記事以下略）

③ 朝日新聞 DIGITAL　2022 年 12 月 23 日　ニュース記事

政府、歳出総額 114 兆円の予算を閣議決定　防衛費の増額で過去最大

政府は 23 日、一般会計の歳出総額が 114 兆 3812 億円となる 2023 年度当初予算案を閣議決定した。防衛費の歴史的増額により、11 年連続で過去最大となった。税収は過去最高を見込むが、建設国債を艦船建造など防衛費に戦後初めて使うなど、借金体質から抜け出せていない。

歳出面では前年度当初予算より 6 兆 7848 億円増と大幅に伸びた。当初予算の歳出が 100 兆円を超すのは 5 年連続。8 月末の各省庁の概算要求の総額は 110 兆円だったが、金額を示さない事項要求が多く、それを上回る異例の額となった。

主な要因は、岸田政権が進める防衛力の抜本強化の関連経費だ。防衛費（米軍再編経費など含む）は 6 兆 8219 億円で、前年から 1 兆 4214 億円増えた。加えて、政府は複数年度にまたがって使える「防衛力強化資金」を新設する。特別会計の剰余金などから 23 年度の防衛費分を除く 3 兆 3806 億円を一般会計の防衛資金に繰り入れる。

歳出の 3 分の 1 を占める社会保障費は 1.7%増の 36 兆 8889 億円で過去最高となった。コロナや物価高、ウクライナ情勢の対策で使える予備費は、前年度と同程度の計 5 兆円を計上した。借金の元利払いにあてる国債費は残高の増加に伴い、3.7%増の 25 兆 2503 億円で 3 年連続で過去最大となった。

一方の歳入では、堅調な企業業績や物価高を受け、税収が 69 兆 4400 億円と過去最高を見込む。ただ、借金なしでは歳出をまかなえず、新たに国債 35 兆 6230 億円を発行する。このうち、隊舎など自衛隊施設や艦船など一部防衛装備品の関連経費に、建設国債 4343 億円をあてる。政府はこれまで、戦前に戦時国債で軍事費を拡大した教訓から防衛費には建設国債を認めてこなかったが、歴史的転換となる。（西尾邦明）

④ 日本経済新聞　2022 年 12 月 23 日　ニュース記事

日本の消費者物価、11 月 3.7%上昇　40 年 11 カ月ぶり水準

総務省が 23 日発表した 11 月の消費者物価指数（CPI、2020 年=100）は変動の大きい生鮮食品を除く総合指数が 103.8 となり、前年同月比で 3.7%上昇した。第 2 次石油危機の影響で物価高が続いていた 1981 年 12 月の 4.0%以来、40 年 11 カ月ぶりの伸び率となった。円安や資源高の影響で、食料品やエネルギーといった生活に欠かせない品目が値上がりしている。

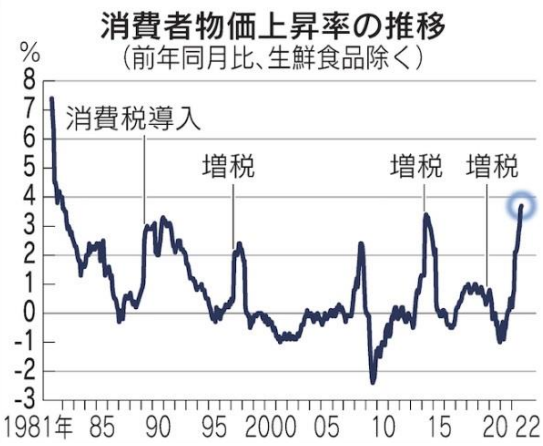

15 カ月連続で上昇した。政府・日銀が定める 2%の物価目標を上回る物価高が続く。QUICK が事前にまとめた市場予想の中央値（3.7%）と同じだった。消費税の導入時や増税時も上回っている。

調査対象の 522 品目のうち、前年同月より上がったのは 412、変化なしは 42、下がったのは 68 だった。上昇した品目は 10 月の 406 から増加した。

生鮮食品を含む総合指数は 3.8%上がった。91 年 1 月（4.0%）以来、31 年 10 カ月ぶりの上昇率だった。生鮮食品とエネルギーを除いた総合指数は 2.8%上がり、消費増税の影響を除くと 92 年 4 月（2.8%）以来、30 年 7 カ月ぶりの水準となった。

品目別に上昇率を見ると、生鮮を除く食料は 6.8%、食料全体は 6.9%だった。食品メーカーが相次ぎ値上げを表明した食用油は 35.0%、牛乳は 9.5%、弁当や冷凍品といった調理食品は 6.8%伸びた。外食も 5.3%と高い伸び率だった。

エネルギー関連は 13.3%だった。10 月の 15.2%を下回ったものの、14 カ月連続で 2 桁の伸びとなった。都市ガス代は 28.9%、電気代は 20.1%上がった。ガソリンは価格抑制の補助金効果もあって 1.0%のマイナスと 1 年 9 カ月ぶりに下落した。

家庭用耐久財は 10.7%上がった。原材料や輸送価格の高騰でルームエアコン（12.7%）などが値上がりしている。

日本経済研究センターが 15 日にまとめた民間エコノミスト 36 人の予測平均は、生鮮食品を除く消費者物価上昇率が 2022 年 10～12 月期に前年同期比で 3.61%となっている。23 年 1～3 月期は 2.57%になり、1%台になるのは同 7～9 月期（1.63%）と予想する。

主要国の生鮮食品を含む総合指数は、11 月の前年同月比の伸び率で日本より高い。米国は 7.1%、ユーロ圏は 10.1%、英国は 10.7%となっている。

上昇した主な品目

エネルギー	13.3%
都市ガス代	28.9%
電気代	20.1
生鮮除く食料	6.8%
食用油	35.0%
牛乳	9.5
調理食品	6.8
家庭用耐久財	10.7%
ルームエアコン	12.7%

（注）前年同月比

⑤　東京新聞 TOKYO Web　　2022 年 12 月 26 日　　ニュース記事

特定秘密漏えいで 1 佐を懲戒免職　初摘発の保護法違反容疑、防衛省

特定秘密保護法で定められた「特定秘密」を外部に漏らしたとして、自衛隊の警務隊は 26 日、同法と自衛隊法違反容疑で海上自衛隊の井上高志 1 等海佐（54）を横浜地検に書類送検した。防衛省は同日懲戒免職にした。20 年 3 月、自衛艦隊司令官を務めた元海将のＯＢに対し、日本周辺の情勢に関する収集情報を漏らしたという。防衛省は既に退職している当時の海自トップだった山村浩海上幕僚長ら 3 人も処分した。特定秘密保護法は 14 年 12 月施行で、漏えい事件の摘発は初めて。

幹部自衛官の不祥事が発覚し、自衛隊が国の安全に関わる秘密を適切に管理できているか、体質が問われることになりそうだ。（共同通信）

⑥　**日本経済新聞**　2023 年 1 月 12 日　　ニュース記事

「反撃能力」日米共同で　2 プラス 2、宇宙で対日防衛義務

日米両政府は 11 日（日本時間 12 日午前）、ワシントンで外務・防衛担当閣僚協議（2 プラス 2）を開いた。相手のミサイル発射拠点をたたく「反撃能力」に関し日米が共同で対処すると確認した。宇宙空間を米国の対日防衛義務の対象とする方針でも一致した。

日本から林芳正外相と浜田靖一防衛相、米はブリンケン国務長官とオースティン国防長官が出席した。外務・防衛の 2 プラス 2 の開催はオンライン…（有料記事　以下略）

⑦　**朝日新聞 DIGITAL**　　2023 年 1 月 14 日　　ニュース記事

日米首脳会談で共同声明　安保 3 文書改定「日米関係を現代化する」

岸田文雄首相は米ワシントンで 13 日午前（日本時間 14 日未明）、バイデン大統領と会談した。首相は敵基地攻撃能力（反撃能力）の保有や防衛費の大幅増を決めたことを説明。バイデン氏は全面的な支持を表明した。共同声明では日本の取り組みについて「インド太平洋及び国際社会全体の安全保障を強化し、21 世紀に向けて日米関係を現代化する」と評価した。

首相がワシントンを訪問するのは 2021 年 10 月の就任以降初めて。会談はホワイトハウスで行われ、通訳のみを同席させた会合も含め、計 2 時間行われた。

首相は 22 年 5 月、東京でバイデン氏と会談した際、「防衛力の抜本的な強化」と「防衛費の相当な増額」を約束した。昨年 12 月には国家安全保障戦略など安保関連 3 文書を改定。相手の領域内にあるミサイル発射拠点などを直接攻撃する「敵基地攻撃能力」の保有や米国製巡航ミサイル「トマホーク」の導入を決めた。防衛費も 23 年度以降の 5 年間で、これまでの 1.5 倍の約 43 兆円と大幅に増額。戦後日本の安全保障政策を大転換させた。

バイデン氏は会談の冒頭、「日本による防衛費の歴史的な増額や新たな国家安保戦略に基づき、我々は軍事同盟を現代化している」と評価。首相も「地域の平和や繁栄に貢献し自らの国の安全を守るため、新しい戦略を策定した。日米同盟の抑止力、対処力を強めることにつながる」と述べた。

共同声明では、中国、北朝鮮、ロシアの行動について批判し、「我々は、あらゆる力または威圧による一方的な現状変更の試みに強く反対する」とした。

日米同盟については、バイデン氏が「核を含むあらゆる能力を用いた、日米安保条約 5 条の下での、日本の防衛に対する米国の揺るぎないコミットメント（関与）」を改めて表明。5 条が沖縄県・尖閣諸島に適用されることも確認した。「台湾海峡の平和と安定を維持する重要性」も明記した。

日本側の説明によると、5 月…（有料記事　以下略）

⑧　JIJI.COM　2023 年 1 月 17 日　　ニュース記事

企業物価、過去最高続く　昨年 12 月、9 カ月連続更新―日銀

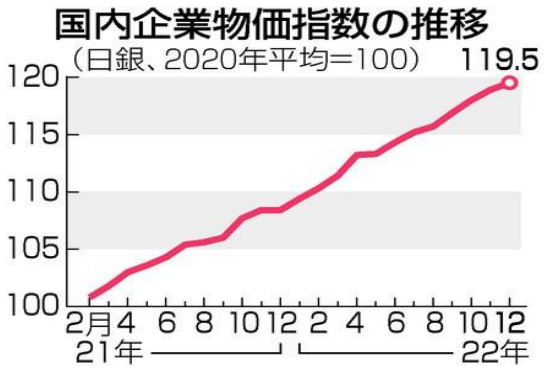

日銀が 16 日発表した 2022 年 12 月の国内企業物価指数（速報値、20 年平均＝100）は、前年同月比 10．2%上昇の 119.5 となり、9 カ月連続で過去最高を更新した。ウクライナ危機などに伴う資源や原材料価格の高騰が続いており、指数は統計を開始した 1960 年 1 月以降で前例のない水準に達している。

22 年の指数は前年比 9.7%上昇の 114.7 で、年間ベースでは伸び率も最高となった。

企業物価指数は、企業間で取引されるモノの価格を示す数値。企業は原材料高を販売価格に転嫁する動きを強めており、消費者物価の上昇率にも影響を与えそうだ。インフレが高止まりを続ければ、日銀の金融緩和縮小への思惑が強まる可能性もある。

22 年 12 月は、資源高に加え、新型コロナウイルス禍からの経済活動再開で需要が高まった電力・都市ガス・水道の指数が前年同月比 52.3%上昇。鉄鋼も 20.9%と大幅な上昇が続いた。

また、飲食料品は 7.7%上昇。飼料価格の高騰や鳥インフルエンザの流行で、農林水産物も 6.9%上昇した。調査対象 515 品目の 9 割近い 454 品目が前年を上回った。

年間でも、精米や玄米価格が値下がりした農林水産物を除く全分野で上昇。日銀は「（前年に比べ）幅広く上昇の動きが広がったことが見て取れる」と指摘している。

価格転嫁の動きは当面続くとみられる一方で、高止まりしていた原油価格がピークを脱したことを背景に、「（物価高騰は）春ごろには落ち着いていくのでは」（明治安田総合研究所の小玉祐一フェローチーフエコノミスト）との見方も出ている。

＜別紙 3-1＞　会員ブログより

◇草野論文を拝読して（抜粋）

稲田恭明

はじめに

このたび、貴会編『危機に立つ日本国憲法』を大変興味深く拝読いたしました。全 4 章いずれも貴重な情報の詰まった力作揃いでしたが、今回はその中の第 2 章「9 条「自衛隊明記」のもたらすもの」（以下、「草野論文」と記す）についての感想を述べさせていただきます。

同論文の中でも草野氏が最も力説されていたのは、「攻められたらどうするか」という問いにどう答えるかという問題と、護憲派内部におけるいわゆる「専守防衛」派と「非武装」派の対立をいかにすれば止揚できるのか、という問題だったのではないかと思います。そこで、以下では、この 2 つの論点に絞り、私が元々考えていたことに加え、草野論文を読んで触発され、いわば私の思考と化学反応を起こした結果新たに得た着想とを併せた考察を記します（以下、本文は「だ・である」調に切り替えます）。

1　「攻められたらどうするか」という問いにどう答えるか

（1）　理想状況における回答

草野論文は、「攻められたらどうする？」という問いに正面から答えよう、と問題設定したうえで、

結論として、「攻められても武力をもっては戦わない、降伏する」という回答を提示した。私はこの結論に、基本的には賛成である。しかし、私の考えを正確に叙述するためには、もう少し詳しく説明する必要がある。

「攻められたらどうする？」という問いは、護憲派の中でも、専守防衛派ではなく、主に不戦非武装派（注 1）に対して向けられるものであろう。この問いが投げかけられたとき、不戦非武装派は、「攻められる」とは、次の 2 つの場合のどちらを想定しているのかと反問すべきである。すなわち、不戦非武装派が考えるような 9 条の理想が達成された状況、すなわち、自衛隊という軍隊を解散し、日米安保という軍事同盟を解消し、国際社会、とりわけ東アジアにおいて近隣諸国との平和で友好的な外交関係を築き、世界の諸地域の紛争解決や人道支援に率先して取り組むような国になった場合のことなのか、それとも、自衛隊も安保条約も厳然として存在し、近隣諸国との緊張関係が続き、日本が軍備の増強を続けている現在のような状況なのか、と。前者の状況であれば、日本が他国から「攻められる」可能性は限りなくゼロに近づくだろうが、後者の状況であれば、軍拡に努めれば努めるほど、「安全保障のジレンマ」が教える通り、周辺諸国との緊張を高め、結果として「攻められる」可能性も高まるから、後者の状況から前者の状況へと変えていくべきだ、というのが非武装派の答えである。

もちろん、仮に前者のような状況であったとしても（他のいかなる政策をとった場合でもそうであるように）リスクを完全にゼロにすることはできない。自分では人助けをしているつもりでも、知らぬ間に相手の足を踏んでいた、といったこともありうるから、自国の善意が他国の好意を常に保証するとは限らないからである。たとえそうではあっても、いきなり他国が「攻めてくる」ということは、これだけ瞬時に情報が世界中を飛び交う現代世界においてはあり得ない（注 2）。「攻めてくる」以前の段階で相手国の不満なり非難なりが表明されるなど、なんらかの（武力に至らない）紛争状態が生じているはずである。そうであれば、直ちに相手国と交渉による平和的解決に努めることが、憲法上はもちろん国際法上も政府の義務である。交渉においては、自国の言い分を主張するだけでなく、相手国の言い分をよく聞いて相手の立場を理解したうえで、場合によっては妥協も必要である。二国間での解決が困難であれば、第三国による仲裁を依頼することも検討すべきだし、どうしても一致点を見いだせない場合には問題の棚上げ・先送りといった方法で紛争を回避することも考えられよう。こうした粘り強い交渉によって、紛争を解決する、あるいは少なくとも相手側に武力行使をさせないことは可能であろう。

それでもなお、話し合いによる解決を拒否し、非武装の日本を攻めてくる国があったとしたらどうするのか、というのが、冒頭の問いの正確な意味となるであろう。いかなる侵略国といえども、武力行使を行う際には、「自衛権」など何らかの国際法的口実を持ち出すのが常であるのは、憲法制定議会となった 1946 年の衆議院本会議（6 月 26 日）で吉田茂首相（当時）が述べたとおりであり（注 3）、最近のロシアのウクライナ侵攻もまた然りである。　　（続きは当会ホームページで☞）

・・・

的は、冷戦時代には非同盟中立運動が発展したように、東西いずれの陣営にも属さないことを「中立」と呼ぶ用法が存在したが、冷戦終焉後には、もはやこの用語は時代遅れであろう。さらに、日本国憲法が掲げる、平和の維持、専制・隷従・圧迫・偏狭の除去に向けた国際的努力の先頭に立つという宣言は、紛争発生時において日本が消極的な「中立」ではなく、紛争の平和的解決の先頭に立つことを要請していると解釈すべきである。

（注 2）不思議なことだが、「攻められたらどうする？」という問いを発する人は、なぜ、どういう状況で「攻められる」のかをいうことを想定せず、あたかも突然他国による侵攻が発生するとでも想定しているかのようである。

（注 3）草野論文 40 頁の注 1 参照

（2022 年 12 月 24 日）

＜別紙 3-2＞　会員ブログより

◇攻められたらどうする？
――国民の「いのち」と「くらし」を守る

弁護士　後藤富士子

第 22 回大佛次郎論壇賞を受賞した、板橋拓己東京大学教授の『分断の克服　1989－1990　統一をめぐる西ドイツ外交の挑戦』に関する朝日新聞記事（12 月 21 日）によれば、ゲンシャー外相は、旧ソ連を含む「全ヨーロッパ的平和秩序」が持論だった。統一にあたっては、東ドイツ領域に NATO を拡大させず、NATO とワルシャワ条約機構がともに軍事同盟から政治同盟へと転換し、協調的な関係を結びながら全欧安保協力会議（CSCE：現 OSCE＝欧州安保協力機構）へ収められて解消する、そんな「和解型」の構想を描いていた。

そこで、ゲンシャー外相の構想が実現していれば、ロシアのウクライナ侵攻は防げたか？と問われ、板橋教授は「構想が完全に実現する可能性は低かっただろう」としながらも、「実現していれば侵攻はなかっただろう」という。つまり、「外交による平和」といっても、その外交自体が、目先の実現可能性は低い「構想」を実現することにほかならない。そして、このような外交なしに憲法 9 条を護ることもできないように思われる。

ところで、「戦争の放棄」を憲法で誓約した日本国民にとって、他国から侵略される事態は未曽有の「人災」である。「人災」である所以は、他国から侵略されないようにする外交に失敗した結果にほかならないからである。そうであれば、「攻められたらどうする？」という問いに対する答えは、「人災である侵略に備える」ことに尽きるのではないか。

まず、侵略されないように国際的に大きな構想をもち、その実現に努める外交の確立と推進は大前提であるが、現在の日本には「影も形もない」。それゆえ、「現に攻められたら」という問いに対する対策が必要である。それは、「人災」に対する対策と考えれば、現象的には自然災害対策の応用ではなかろうか。

すなわち、全国民が避難できるシェルターのような施設（地下壕？）を各地に建設し、3 か月程度そこで過ごせるように食料など日常生活必需品を備蓄するのである。これを具体化しようとすると、食料でもエネルギーでも地域分散循環型にしなければならないことがわかる。また、このシェルターの中は、原始共同体のようにならざるを得ない。これは、自然災害対策でも同じであり、「敵基地反撃」だの「防衛予算の倍増」などという戯言よりもはるかに現実的であろう。一方、「人災」を招いた責任者である政権担当者、官僚、財界人等は避難せずに自衛隊とともに「専守防衛」により国民を守る義

務がある。

翻ってみれば、政治の役割は、国民の「いのち」と「くらし」を守ることに尽きる。他国から侵略された場合でも、その原則に変更はないはずだ。そして、「平和」とは、フィンランドの国防相（男性）が２か月の育休を取得するというように、人々が平穏な日常生活を送れることではなかろうか。

（2022 年 12 月 27 日）

◆当会への入会ご案内（会費は無料）　参照：https://kanzengoken.com/?page_id=6402

「完全護憲の会」入会申込書　No.＿＿＿＿＿

氏　　名	
ふ　り　が　な	
入 会 年 月 日	２０　　年　　月　　日
メールアドレス	
住　　所	〒
電　話　番　号	
入会金（1000 円）	□支払い済み　　□未払い

目次に戻る